

令和8年度 第1回

安城市二本木公民館活動推進協議会

日 時 令和8年4月25日（土）
午前9時30分～

場 所 二本木公民館 第3会議室

次 第

- 1 安城市民憲章唱和
- 2 令和8年度活動推進協議会の役員選出について
- 3 会長あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 議 題
 - (1) 令和8年度運営部会委員（案）について
 - (2) 令和8年度二本木公民館事業計画について
- 6 その他（情報交換）

安 城 市 民 憲 章

わたくしたちは安城市民です。
わたくしたちの愛する安城を、いっそう魅力にみちた
生きがいのあるまちにするため、市民生活の心がまえとして、
この憲章を定めます。

わたくしたちは、

- *たがいに助け合い、住みよいまちを
つくりましょう。
- *きまりを守り、良い習慣を育てましょう。
- *自然を愛し、きれいな水とみどりの
まちをつくりましょう。
- *教養を高め、若い力を育てましょう。
- *健康で、明るく楽しい家庭を
つくりましょう。

—昭和 47 年 11 月 1 日制定—

令和8年度 二本木公民館活動推進協議会委員名簿

No.		氏 名	選出団体名、役職等	備 考
1	委 員	山本 憲司	二本木町町内会長	二本木連合町内会長
2	委 員	山本 善規	二本木日昇連合会会長（日昇会）	日昇会会長 新任
3	委 員	坂本 智則	二本木日昇連合会副会長（日昇クラブ）	日昇クラブ会長 新任
4	委 員	安藤 正之	三河安城町町内会長	
5	委 員	小笠原 幸生	緑町町内会長	
6	委 員	三輪 寿	美園町町内会長	新任
7	委 員	石川 竹良	二本木新町町内会長	新任
8	委 員	中島 正雄	三河安城本町町内会	
9	委 員	宮本 均	依佐美・美園住宅町内会長	新任
10	委 員	渡邊 裕子	市子ども会連合会理事（二本木小） 主任児童委員代表（二本木小学校区）	
11	委 員	野村 知弘	市子ども会連合会理事（梨の里小）	
12	委 員	楫山 千絵	二本木小学校区子ども会世話人代表（二本木小）	
13	委 員	橋口 彰一	新町みかわ子ども会副代表（梨の里小）	
14	委 員	濱田 宏明	スポーツ推進委員代表	
15	委 員	榊原 千恵子	主任児童委員代表（梨の里小学校区）	
16	委 員	早川 崇	二本木小学校長	新任
17	委 員	前田 麻衣	二本木小学校PTA代表	新任
18	委 員	杉浦 寛	梨の里小学校長	新任
19	委 員	小林 美由起	梨の里小学校PTA代表	新任
20	委 員	新村 静香	みその保育園長	新任 二本木保・みその保で 1年交代
21	委 員	紘井 綺華	みその保育園保護者会代表	新任 "
22	委 員	谷澤 範子	自主グループ（公募）	
23	委 員	林 喜美子	自主グループ（公募）	
24	委 員	萩森 一	二本木公民館指導員	新任
25	事務局	内藤 拓自	二本木公民館長	
26	事務局	岩田 直人	二本木公民館主事	
27	事務局	久野 彩	二本木公民館任期付職員	
28	事務局	杉浦 加津子	二本木公民館会計年度任用職員	
29	事務局	小幡 慶子	二本木公民館会計年度任用職員	

5 議 題

(1) 令和8年度運営部会委員（案）について

芸能発表会運営部会

N o	役 職	氏 名	選出団体名、役職等	備 考
1	部会長	小笠原 幸生	緑町町内会長	
2	部会員	石川 竹良	二本木新町町内会長	
3	〃	山本 善規	二本木日昇連合会会長（日昇会）	
4	〃	坂本 智則	二本木日昇連合会副会長（日昇クラブ）	
5	〃	林 喜美子	自主グループ（公募）	

こどもフェスタ運営部会

N o	役 職	氏 名	選出団体名、役職等	備 考
1	部会長	安藤 正之	三河安城町町内会長	
2	部会員	中島 正雄	三河安城本町町内会	
3	〃	宮本 均	依佐美・美園住宅町内会長	
4	〃	渡邊 裕子	市子ども会連合会理事（二本木小） 主任児童委員代表（二本木小学校区）	
5	〃	野村 知弘	市子ども会連合会理事（梨の里小）	
6	〃	楫山 千絵	二本木小学校区子ども会世話人代表（二本木小）	
7	〃	橋口 彰一	新町みかわ子ども会副代表（梨の里小）	
8	〃	濱田 宏明	スポーツ推進委員代表	
9	〃	早川 崇	二本木小学校長	
10	〃	前田 麻衣	二本木小学校PTA代表	
11	〃	杉浦 寛	梨の里小学校長	
12	〃	小林 美由起	梨の里小学校PTA代表	
13	〃	新村 静香	みその保育園長	
14	〃	紘井 綺華	みその保育園保護者会代表	

（参考）部会員以外で会議に参加頂く方

二本木日昇連合会会長・副会長、スポーツ推進委員

公民館まつり運営部会

N o	役 職	氏 名	選出団体名、役職等	備 考
1	部会長	山本 憲司	二本木町町内会長	
2	部会員	三輪 寿	美園町町内会長	
3	〃	山本 善規	二本木日昇連合会会長（日昇会）	
4	〃	坂本 智則	二本木日昇連合会副会長（日昇クラブ）	
5	〃	榊原 千恵子	主任児童委員代表（梨の里小学校区）	
6	〃	谷澤 範子	自主グループ（公募）	

5 議 題

(2) 令和8年度二本木公民館事業計画について

ア 公民館講座

(ア)「前期講座」

講 座 名	期 間	曜	時 間	対 象	回	定 員
春にスッキリ！断捨離®入門講座	5 月	火	午前	18歳以上	2	10人
ZUMBA®&デトックスヨガ	5～7月	木	午前	18歳以上 女性	3	25人
はじめてのリメイク鉢& 寄せ植え	5～6月	土	午前	中学生以上	2	10人
					合 計	45人

(イ)「夏季講座」

講 座 名	期 間	曜	時 間	対 象	回	定 員
サメの歯化石をさがそう (午前の部)	7/25	土	午前	小学生	1	20人
サメの歯化石をさがそう (午後の部)	7/25	土	午後	小学生	1	20人
ドライアイスでわくわく実 験！	8/2	日	午前	小学生	1	20人
ミニ猫かごをつくろう	8/8	土	午前	小学 3～6年生	1	15人
大人の眉講座	9/1	火	午前	18歳以上 女性	1	8人
					合 計	83人

(ウ)「後期講座」、「冬季講座」

10月～3月の間に開講予定

イ 高齢者教室事業

期 間 令和8年5月8日（金）～10月9日（金）

学習時間 午前10時～11時30分

対 象 者 おおむね65歳以上の高齢者 60人程度

参加人数 75人

No	学 習 内 容	講 師
1	民謡ふるさと紀行 心に響く津軽三味線にのせて	渡辺民謡会代表 渡辺 傳次郎
2	介護予防イキイキ体操	スタジオ D0 代表 高橋 千恵子
3	みんなでいっしょに楽しくコンサート	ボイストレーナー・歌手 杉浦 美和
4	日本一面白い！終活教室～楽しく学んでハッピーエンディング♡～	相続遺言専門行政書士 佐山 和弘
5	琉球の風にのせて～沖縄民謡～	琉球民謡協会 竹川 名美子
6	落語	微笑亭さん太
7	これであなたも行きたくなる、安城に伝わる信州善光寺のひみつ	安城市職員 天野 信治
8	一笑懸命（いっしょうけんめい） ～どんな時も朗らかに～	浄名寺 松原 紗蓮

ウ 乳幼児学級事業

期 間 前期 令和8年5月12日（火）～7月7日（火）

後期 令和8年9月8日（火）～11月10日（火）

学習時間 午前10時～11時30分

対 象 者 小学生以下の子を持つ母親 各期20人程度

参加人数 15人（前期）

【前期】

No	学 習 内 容	講 師
1	お母さん♡一緒に遊ぼうよ♪ ～わたし♡のやりたい夢を叶える 「イメージボード」づくり～	セラピスト 木下 直美
2	日常に活かす東洋医学 ツボで健康づくり	鍼灸マッサージたかはし代表 高橋 裕子
3	やさしいピラティス	ヨガインストラクター 松本 みか
4	心を育てる絵本の読み聞かせ	おもちゃと絵本のカルテット代表 藤田 篤
5	癒しのフラワーアレンジメント	フラワーアレンジメント 富田 智子

【後期】

No	学 習 内 容	講 師
1	お母さん♡一緒に遊ぼうよ♪ ～癒しのアロマで「わたしのアロマスプレー」 をつくろう～	セラピスト 木下 直美
2	子どもの上手な写し方	全日本写真連盟安城支部 細井 哲雄
3	リラックスヨガ	ヨガインストラクター 川瀬 沙紀
4	家族仲良し、子どもいきいきの子育て	国語・作文教室「文聞分」主宰 高田 浩史
5	経験こそ宝 ～ピンチもチャンスに～	浄名寺副住職 松原 紗蓮

エ 地域ふれあい事業

(ア) 三世代交流グラウンドゴルフ大会（共催）

日 時 令和8年5月17日（日）
午前8時30分～午前11時30分

会 場 養下公園

内 容 二本木連合町内会主催のグラウンドゴルフ大会

(イ) こども向けイベント

日 時 令和8年8月22日（土）
午後2時～午後3時

会 場 二本木公民館 大会議室兼体育室

内 容 大道芸の公演

(ウ) 二本木公民館芸能発表会

日 時 令和8年9月6日（日）
午前9時～午後1時

会 場 二本木公民館 大会議室兼体育室
ダンス・パーティー

（同日午後6時30分～午後8時30分）

内 容 二本木公民館及び公民館地域で活動中の自主グループの芸能活動発表会

(エ) 地域ふれあい事業

日 時 令和8年11月3日（火・祝）
午後2時～午後3時

会 場 二本木公民館 大会議室兼体育室

内 容 音楽イベントを開催

(オ) 二本木こどもフェスタ（二本木連合町内会共催）

日	時	令和8年11月29日（日） 午前9時～午後12時30分
会	場	二本木小学校・二本木コミュニティセンター
内	容	地域の子どもたちが楽しい休日を過ごせるように ニュースポーツ体験やゲームコーナー、工作等の 体験コーナーを開設する。さらに保護者として来 場する地域の幅広い年齢層の方が交流し、共に楽 しむ機会とする。

(カ) 二本木公民館まつり

日	時	令和9年1月23日（土）午前9時～午後5時 令和9年1月24日（日）午前9時～午後3時
会	場	二本木公民館
内	容	自主グループ、町内会、幼・保育園、小学校等の 作品展示、協力団体による各種イベントを開催

(キ) おもちゃ病院

日	時	毎月第1・第3土曜日午前10時～午前11時30分
会	場	二本木公民館 実習室
内	容	地域ボランティア（おもちゃ病院）による、壊れた おもちゃの無料修理

オ 会議開催予定

(ア) 二本木公民館芸能発表会運営部会（出演者打合せ会）

令和8年7月25日（土）午前9時30分～

(イ) 二本木こどもフェスタ運営部会

令和8年11月14日（土）午前9時30分～

(ウ) 二本木公民館まつり運営部会（出品者打合せ会）

令和8年12月12日（土）午前9時30分～

(エ) 第2回二本木公民館活動推進協議会

令和9年3月6日（土）午前9時30分～

6 その他（情報交換）

(1) 二本木小学校

(2) 梨の里小学校

(3) みその保育園

(4) 二本木連合町内会

(5) 依佐美・美園住宅町内会

(6) 二本木日昇連合会

(7) 子ども会

(8) スポーツ推進委員

(参考) 令和7年度 公民館・公民館図書室・児童センターの利用状況

① 二本木公民館利用状況

	面積	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
大会議室 兼体育室	m ² 176	回 762	人 11,312	回 811	人 14,778	回 804	人 14,724	回 799	人 14,738	回 830	人 14,834
第1会議室	92	319	4,097	375	6,221	380	6,669	444	8,221	431	8,792
第2会議室	36	410	1,885	468	2,592	560	3,267	618	3,733	579	3,525
第3会議室	65	545	4,846	561	5,997	527	5,907	479	5,417	523	5,453
第4会議室	51	516	2,907	630	5,002	656	5,314	661	5,300	655	5,003
実習室	69	214	2,406	240	4,078	250	4,470	235	4,398	271	4,634
第1和室	24	173	1,776	246	2,905	258	3,491	224	3,230	233	3,475
第2和室	24	207	1,957	250	2,978	243	3,422	212	3,225	245	3,553
計		3,146	31,186	3,581	44,551	3,678	47,264	3,672	48,262	3,767	49,269
卓球個人		155	396	57	145	202	513	236	579	201	478

② 二本木公民館図書室利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利 用 人 数	43,036	41,484	41,131	40,637	41,933
貸 出 冊 数	132,878	125,943	125,957	124,666	129,650

③ 二本木児童センター利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利 用 人 数	14,338	15,473	26,707	31,650	27,508

安城市公民館活動推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 安城市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和55年条例第7号）第2条に掲げる公民館（中央公民館及び北部公民館を除く。以下「公民館」という。）の活動の推進を図るため、公民館ごとに当該公民館の名称を冠した公民館活動推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 公民館が所管する地域の小・中学校の代表者
- (2) 公民館が所管する地域の社会教育関係団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による市民

2 委員の任期は、1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 役職によって選任された委員の任期は、当該役職の期間とする。

4 委員は、生涯学習課長が任命する。

(委員の役割)

第3条 委員の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公民館活動を推進するための意見の交換
- (2) 公民館活動に関する市民の意見の収集
- (3) 公民館活動の広報
- (4) その他公民館活動に関すること。

(役員)

第4条 協議会に、委員の互選により、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内

2 役員の任期は、委員の任期とする。

3 会長は、協議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、教育委員会が招集する。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。